

医療保険・精神科訪問看護対応

主治医（精神科を標榜する保険医療機関において精神科を担当する医師に限る。※以下主治医とする）が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の使用料をお支払いいただきます。

（１）後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

後期高齢者医療被保険者証に記載されている負担割合で負担額を請求します。

（２）その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を致します。

（３）公費負担医療制度による給付を受けている方はお申し出ください。

◇精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） 一日につき（保健師、看護師、作業療法士による訪問）

（１）週 3 日まで 30 分以上の場合 イ 5,550 円またはロ 5,050 円

（２）週 4 日以降 30 分以上の場合 イ 6,550 円またはロ 6,050 円

（３）週 3 日まで 30 分未満の場合 イ 4,250 円またはロ 3,870 円

（４）週 4 日以降 30 分未満の場合 イ 5,100 円またはロ 4,720 円

訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅲ）イ及びロの加算項目

精神科複数回訪問加算 4,500 円×訪問 2 回目の日数・8,000 円×訪問 3 回以上の日数

精神科緊急訪問看護加算 2,650 円×緊急訪問時日数

長時間精神科訪問看護加算 5,200 円・週 1 日を限度…15 歳未満の超重症児・準重症児は週 3 日を限度

乳幼児加算又は幼児加算 1 日につき 500 円

複数名精神科訪問看護加算

（次の区分に従い、いずれかを所定額に加算。イ又はロの場合、週 1 回を限度）

イ 看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士と同時に指定訪問看護を行なう場合 4,300 円

ロ 看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行なう場合 3,800 円

ハ 看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行なう場合 3,000 円

夜間・早朝訪問看護加算 2,100 円・深夜訪問看護加算 4,200 円 1 日にそれぞれ 1 回ずつを限度

精神科訪問看護基本療養費 (Ⅱ) 一日につき (保健師、看護師、作業療法士による訪問)
(1) 週 3 日まで 1,600 円 (3 時間を超える場合は 1 時間又はその端数を増すごとに 400 円で
最長 5 時間を限度とする)

精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ) (同一建物居住者) 一日につき (保健師、看護師、作業療法士による訪問)

(1) 同一日に二人	① 週 3 日まで 30 分以上の場合	イ 5,550 円またはロ 5,050 円
	② 週 4 日以降 30 分以上の場合	イ 6,550 円またはロ 6,050 円
	③ 週 3 日まで 30 分未満の場合	イ 4,250 円またはロ 3,870 円
	④ 週 4 日以降 30 分未満の場合	イ 5,100 円またはロ 4,720 円
(2) 同一日に三人以上	① 週 3 日まで 30 分以上の場合	イ 2,780 円またはロ 2,530 円
	② 週 4 日以降 30 分以上の場合	イ 3,280 円またはロ 3,030 円
	③ 週 3 日まで 30 分未満の場合	イ 2,130 円またはロ 1,940 円
	④ 週 4 日以降 30 分未満の場合	イ 2,550 円またはロ 2,360 円

精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ) (保健師、看護師、作業療法士による訪問)

在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者 (厚生大臣が定める者に限る) に対する訪問看護を行なった場合、入院中 1 回に限り 8,500 円

* 訪問看護管理療養費は算定不可

◇訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護管理療養費 7,400 円

2 日目以降 訪問 1 日につき 2,980 円

訪問看護情報提供療養費 1,500 円/月

訪問看護ターミナルケア療養費 20,000 円

管理療養費の加算項目

☆ 24 時間対応体制加算 5,400 円/月

☆ 特別管理加算 2,500 円/月 重症度等の高い利用者については 5,000 円/月

☆ 退院時共同指導加算 (1 回限り加算。基準告示第 2 の 1 に規定する疾患等の利用者は 2 回加算可)
6,000 円/回

特別管理加算の対象者である場合 (特別管理指導加算) +2,000 円

☆ 退院支援指導加算 6,000 円

☆ 在宅患者連携指導加算 3,000 円/月

☆ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回限り) 2,000 円/回

☆ 精神科重症患者早期集中支援管理連携加算 (月 1 回に限り 6 月を限度として) 6,400 円

◇その他利用料

1、医療保険による長時間訪問看護加算（1時間30分を超える）対象外の時、営業時間内で

1時間30分を超える訪問看護をした場合、30分毎1,000円

2、早朝6～8時、夜間18～22時、深夜22～6時の間に訪問看護をした場合、医療保険で定めた加算があります。営業時間外の8～9時に訪問看護をした場合、規定の料金以外に1回500円

3、営業日以外の日に、訪問看護をした場合、規定料金以外に1回3,000円

4、医療保険で週3回を超える訪問看護（回数制限のある方）

1回あたり8,500円

5、おむつ代等は実費相当の支払いを受ける。

6、通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を行う場合、交通費等は次の額とする。

① 本事業所から片道5キロメートル未満・・・200円

② 本事業所から片道5キロメートル以上10キロメートル未満・・・300円

③ 本事業所から片道10キロメートル以上・・・500円

④ 本事業所から片道15キロメートル以上・・・1,000円

⑤ 公共交通機関利用は、実費負担

⑥ 有料駐車場利用は、実費負担

7、死後の処置料：10,000円